

第40号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男

（根拠法令 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項）